

令和3年度 第1回当別町空家等対策協議会 会議録

日 時 令和3年8月17日(火) 15:00～16:20

場 所 役場 1階大会議室

出席者(出席委員) 松岡委員(会長)、小田島委員(副会長)、秋場委員、
橋本委員、佐々木委員 5名

(欠席委員) 高須委員

(事務局) 山崎住民環境部長、中渡環境生活課長、青井町民生活係長
宮原主任、棚橋相談員

傍聴者 2名

【会議概要】

1. 開 会
2. 部長挨拶
3. 委員紹介
4. 議 事

当別町空家等の適正管理に関する条例第17条の規定により、会長が議長となり進行することになっているが、会長が決定されるまで代理として山崎住民環境部長が進行する。

(1) 会長及び副会長の選出

会長は、松岡委員に満場一致で承認された。

副会長は、小田島委員に満場一致で承認された。

(2) 協議事項

会長選出後、松岡会長が議長となり進行する。

①当別町における空家等の現状報告について

資料「空家等の現状報告について」、「空き家の定期的な維持管理のお願い」を事務局より説明。その後、今年度に解体に至った1事例について事務局より説明。

【質疑応答等】

- ・今年度に解体に至った1事例は、解体までに3年経過しているが、解決に至って良かったと思う。この事例は、所有者が判明していたため対応が可能であったが、建物が未登記であったり、課税されていない建物や所有者不明の空家などは、どのように対応する予定なのか。

→所有者等不明の空家については、所有者の追跡方法が多岐にわたっており、ケースバイケースで対応し、調査確認しています。

②空家の除却補助制度について

「当別町空家除却補助制度（案）について」を事務局より資料に基づき説明。

【質疑応答等】

- ・資料の補助名称に、「解体」、「撤去」ではなく「除却」という文言が用いられているが、「除却」だと登記から抹消するという意味も含まれると聞いたので、登記手続きについても補助の対象とすることも視野に入れているのか。
→本制度については、空家の解体費用の補助を想定しているため、登記からの抹消は補助の範囲としていない。「除却」という表現は、有形固定資産（建築物）を取り除くという意味合いで使用しており、他市町村においても同様の制度で、「除却」という文言が同様の意味合いで使用されている。
- ・(1) 補助対象範囲の関係について、該当者をどのような選定していくのか。
→申請のあった者の中から、空家の危険度に応じて協議会の中で検討していきたいと考えている。
- ・個人が所有している空家等であることの※印に「暴力団員ではないこと」の文言について、「反社会勢力ではないこと」の方が良いのではないのか。
→今回は分かりやすくなるようにそのような記載をしたが、規則制定時には文言等を検討いたします。
- ・個人が所有している空家等であることの※印に「町税を滞納していないこと」とあるが、どのように確認するのか。
→申請時の添付書類に納税証明書等の書類の提出をしてもらうなど申告してもらう予定で考えている。
- ・(2) 補助額の関係について、庭の木や石などの撤去費用についても補助の対象として検討しているのか。
→補助の範囲としていない。
- ・(3) その他の解体工事等を行う業者について、当別町内で解体業務を行える業者は何社くらいあるのか。
- ・町内業者の利用を補助対象にすることも検討しているとの説明であったが、解体にいたっては免許が必要なので、町外業者であっても有資格の業者が解体を担当することになるので問題ないはずではないか。
→解体についての免許を保有している業者は7～8社になっている。
町外業者へ解体依頼をした際に、重機等の搬入に生じる費用等も考えると、町内業者への依頼の方が費用を抑えられると考えており、費用を抑えての解体になるよう検討していきたい。
- ・費用の面では、当別町内でお金を動かしたいところだが、札幌市等の近隣市町村の業者も対象にすることで価格競争が起き、適正な価格を見極めることにも繋がるので、町内業者にこだわるべきではないと思う。
- ・制度の利用者にとっても、自分にとって価値のない資産の処分費用になるので、少しでも安くなるようにしなくては解体まで至らないと思う。

- ・ 多少の町内業者へのこだわりがあってもいいと思う。町内業者でも町外業者でも、制度の利用はできるが補助の割合に差をつけるのはどうだろうか。
→ 他市町村においても地元業者利用と他市町村の業者利用で差をつけているところはある。例えば地元業者利用の際は、加算がついたりというところもあり、一つの方法として検討していきたい。
- ・ 補助制度が新設した際に、制度の利用を希望しそうな対象者はいるのか。何人くらいいるのか。
→ 数人ほど想定される。危険度の高い空家については、経済的に対応が難しい方が多いのが現状となっている。現在も空家の解体依頼を継続して行っているが、連絡がつきにくく、対応に苦慮しているものもある。制度の新設ですべてが解決するとは思わないが、解決へ向かうきっかけとして制度の活用をしていきたい。

5. その他

第2回当別町空家等対策協議会は、新年度予算審査時期の11月頃の予定と事務局より説明

6. 閉会